

令和2年4月7日

日本学生支援機構奨学金希望者 各位

弓削商船高等専門学校
学生課学生支援係

令和2年度日本学生支援機構奨学生（給付型）【在学採用】の募集について（通知）

標記のことについて、下記のとおり募集しますので、希望者は【4月14日（火）まで】に 学生課学生支援係にて申込書類を受け取り期日までに手続きをしてください。

（希望される方は郵送します、学生支援係までお電話願います。）

（申込書類の提出期限：4月21日（火）、スカラネット入力期限：4月23日（木））

記

1. 申込資格 令和2年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことがある学生は除く。）

《学力基準》

【本科4年生】

（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります。

（1）高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること

（2）（1）に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする高等専門学校・大学等における学修意欲を有すること（※）

【本科5年生及び専攻科1・2年生】

（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります。

（1）GPA（平均成績）等が在学する学科における上位1/2の範囲に属すること

（2）（1）に該当しない場合、修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること（※）（※）学修意欲の確認は、レポートの提出等により行う予定です。

《家計基準（収入基準・資産基準）》

下記の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

●収入基準（区分により、奨学金の金額が異なります。）

【第Ⅰ区分】学生本人と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税であること

【第Ⅱ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100円以上
25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上
51,300円未満であること

●資産基準 学生本人と生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること。

2. その他

①日本学生支援機構貸与型奨学金との併用は可能ですが、貸与金額が制限される場合があります。

②他の地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度が、本奨学金との併用を認めていない場合がありますので、申請する際は必ず確認してください。

③日本学生支援機構のHPもご確認ください（シミュレーションもできます）。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

④その他詳細については、学生支援係（TEL 0897-77-4621）までお問い合わせください。

担 当：学生課学生支援係

〒794-2593

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000

T E L：0897-77-4621

F A X：0897-77-4693